

篠崎 進士 法律事務所報



2023年 夏号

- ② 求められる
半グレ・準暴力団への
対策強化
所長弁護士 篠崎 芳明
- ③ 民事訴訟法の改正
……ウェブ会議利用・
事件管理システムを中心に
所長弁護士 進士 肇
- ④ 民法改正
～嫡出推定制度、嫡出否認制度、
懲戒権の各見直しなど～
弁護士 石黒 一利
- ⑤ 所有者不明土地の解消に向けた
民事基本法制の見直し
弁護士 金山 真琴
- ⑥ 判例のご紹介
～ツイッター投稿記事削除請求事件～
弁護士 三井 稜賀
- ⑦ 公図を嗜む
弁護士 清水 恵介 (客員)
- ⑧ 近況報告



求められる半グレ・準暴力団への 対策強化

篠崎・進士法律事務所所長 弁護士 篠崎 芳明



私は、昭和50年代から暴力団やその関係者が行う民事介入暴力被害の予防と損害の回復を図る弁護士業務に関わっていますが、最近、「暴力団の威力」を用いた暴力的資金源活動が激減する一方、暴力団に所属しない新たな反社会的組織による「オレオレ詐欺」に代表される特殊詐欺犯罪が増していることを実感し憂慮しています。

暴力団に属さない新たな反社会的集団は、一括りに「半グレ」と呼称されていますが、彼らは、あえて暴力団に所属せず、主な資金源を組織の威力を用いることのない「詐欺」に求めています。彼らは、次々と新たな詐欺の手口を開発しており、全国の詐欺被害額は、1日1億円に及ぶとのことです。

半グレの母体は、元暴走族、中国残留孤児の2,3世、元暴力団、オレオレ詐欺グループなど多様とのことです、その実態は殆ど明らかにされていません。

警察は、公的に「半グレ」との用語を使いませんが、「組織犯罪は社会・経済の変化に応じて常に変化していく。暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団（準暴力団）が、特殊詐欺、組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させている。」として、「準暴力団」なる存在を認めています（組織犯罪対策要綱）。

警察は、半グレの中で、特に暴力性の高い集団を、「準暴力団」として格別に監視して、治安の維持（犯罪の未然防止）に努めていると考えます。昨年10月に池袋で準暴力団チャイニーズドラゴンのメンバー約100人による乱闘事件が発生しましたが、近時これ以外に準暴力団の暴力報道は殆どありません。警察の準暴力団への暴力抑止が効奏している結果と評価されます。

最近、詐欺集団である半グレが、より多額の利益獲得

を求めて、詐欺の相手先を、個人に加えて事業者（企業）に拡大していることが心配です。

例えば、いわゆる「付け売買」により見かけの利益を操作して多額の利益があるように偽装した決算書を作成して金融機関から融資金を騙し取る融資金詐欺、存在しない取引を偽装して立替金を騙し取る信販詐欺、なりすましにより他人を騙って住宅ローンの融資金を騙し取る住宅ローン詐欺などその手口は多様です。彼らは、弁護士、会計士、元銀行員や証券会社社員などの専門家を活用するなど、その手口は、まさに知能化、悪質化を進めています。

更に、最近の半グレには、詐欺では飽き足らず、強盗や強盗殺人事件を白昼堂々で行うなど、凶悪化を一層進める兆候も窺えます。

半グレがその実態を明らかにしないこと（マフィア化）と併せて、その悪質化を一層進展させていることは、到底看過できません。

私は、かつては、特殊詐欺の被害者が大抵の場合損害回復が困難であり、殆どの被害者が泣き寝入り強いられていることなどから、特殊詐欺への罰則強化を、新たな立法も含めて検討すべきと提唱しましたが、半グレが詐欺のみならず殺人や強盗まで惹起する最近の状況を見ると、半グレ対策は、詐欺対策だけでは到底足りないと考えます。

今やヤクザを押しつけて社会に害悪を及ぼしている半グレは、単なる不良の集まりではなく、明らかに組織的な犯罪者集団に変化しています。

私は、半グレ、準暴力団による被害を確実に防止するために、まさにマフィア化した半グレ集団に対して、組織的犯罪処罰法第2条の「団体」の定義規定を改正するなど、同法の適用が容易になし得る新たな対策も検討しなければならないと考えます。

民事訴訟法の改正

…… ウェブ会議利用・事件管理システムを中心に

篠崎・進士法律事務所所長 弁護士 進士 肇



1. 2022年改正民事訴訟法の要点

2022年5月18日に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（改正法）が成立し、同月25日に公布されました。進行途上の民事裁判IT化における、①ウェブ会議を利用した口頭弁論・争点整理など、②裁判所の「事件管理システム」を使った民事訴訟手続のデジタル化、が主たる改正項目です。※1

改正法の成立・公布は昨年とのことですが、①のウェブ会議のうち、双方不出頭による和解期日及び弁論準備手続期日に関する規定は、本年3月1日に施行されたばかりです。また口頭弁論期日に関する規定は、公布日から2年以内の政令指定日から施行されることになっており（附則1条但書4号）、遠からずスタートします。

②の「事件管理システム」は、改正附則では改正法公布日から起算して4年以内の政令指定日から施行されるとなっていますが（附則1条本文）、22年6月7日の閣議決定で、遅くとも25年度に本格的な運用を開始することが確認されています。民事訴訟手続の当事者代理人を務める私たち弁護士は、事件管理システムによる送達を受ける旨の届出の義務化（改正法132条の11第2項、109条の2第1項）を通じて、同システムの使用を義務づけられているので、本格的運用前の助走期間から否応なく対応を迫られます。既に22年4月の甲府地裁及び大津地裁を皮切りに「民事裁判書類電子提出システム」（mints=ミンツ）の運用が始まり、東京地裁・大阪地裁でも昨年6月から商事部・知財専門部等で運用されています。※2 いずれ全面的に拡がり、「事件管理システム」に繋がると考えられます。

2. ウェブ会議による口頭弁論・争点整理など（施行済みまたは間もなく施行）

(1) 口頭弁論

裁判所が相当と認めるときは、当事者は、ウェブ会議の方法により口頭弁論期日に出席できるようになります（法87条の2第1項・3項）。この場合にも、裁判公開原則（憲法82条）の観点から、期日自体は裁判所の公開法廷で開催されます。ウェブ会議での傍聴は認められず、裁判傍聴したい場合には法廷に行かなければなりません。

(2) 争点整理

弁論準備手続におけるウェブ会議・電話会議の利用については、現行法の「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件と「当事者の一方がその期日に出席した場合に限る」要件が削除されました（法170条3項）。運用上、既に遠隔地要件は柔軟に解釈されていますが、これを追認する形になっています。

(3) 証拠調べ

証人尋問・当事者尋問においても遠隔地要件が廃止され、証人の住所、年齢もしくは心身の状態その他の事情により、証人が出席することが困難であると裁判所が認める場合などにウェブ会議の方法でできるようになります（法204条1号・3号、210条）。検証や裁判所外の証拠調べの規定も整備されました（法232条の2、185条3項）。

(4) 和解期日

裁判所が相当と認めるときは、当事者はウェブ会議又は電話会議の方法により和解の期日に出席することができます（法89条2項・3項）。また、当事者双方が受諾書面を提出する方法による、いわゆる受諾和解も認められます（法264条2項）。

3. 事件管理システム（25年度から本格的運用）

(1) 訴訟提起その他の申立て

原告代理人となる弁護士は、事前に利用登録をした上で、インターネット経由で事件管理システムにアクセスし、訴状等に記載すべき事項を裁判所のサーバに記録する方法（訴状のPDFファイルをアップする方法）で提訴します（法132条の10第1項。訴訟提起以外の申立てでも同様）。署名押印は不要になりますが、最高裁判所規則の定めにより氏名等を明らかにする措置を講じることになっており（同条4項）、IDやパスワードの登録によることが想定されています。

また、原告・被告を問わず代理人弁護士は、答弁書・準備書面、書証、証拠説明書の提出についても事件管理システムの使用による提出が義務づけられます（規則137条2項）。

(2) 準備書面の提出期限

裁判所が定めた期限の後に準備書面の提出又は証拠申出をするときは、弁護士は裁判所に期限を遵守できなかった理由を説明しなければなりません（法162条2項）。書面提出遅れの防止による手続促進策として期待されます。

(3) 判決言渡し

裁判所は電子判決書（法252条1項）に基づいて判決言渡期日に言渡しを行い、言渡後に電子判決書をサーバに記録し（法253条1項・2項）、代理人弁護士には事件管理システムを通じて送達されます（法255条2項2号）。送達の効果は、裁判所が同システムを通じて即日通知をした日から遅くとも1週間後には生じるので（109条の3第1項）、敗訴判決を受けた当事者の代理人がわざと送達を受けつけないようにして上訴期間をコントロールするような行為はなくなると予想されます。

4. 最後に

本年5月に開かれた日本・東南アジア某国弁護士会間の国際会議で、こんなやりとりがあったと聞きました。某国側：えっ、FAX?? 我が国では、FAXマシンを持ってる法律事務所なんてないような気がするな〜。でも安心して！ M国ではまだ、裁判所に書類を提出する際には切手貼って出してるみたいよ。

日本側：（無言）

何年後には、笑い話として回想できそうです。

※1 その他犯罪被害者等の氏名・住所等を秘匿するための規定（法133条～133条の4）は本年2月20日から施行されています。法定審理期間訴訟手続に関する特則（法381条の2～381条の8）も重要な改正点ですが、施行は公布から4年以内です。

※2 橋爪信ほか「mintsの概要と運用状況」（金法2191号26頁）

近況報告

昔から、相撲取りに抱かれた子は元気に育つと言われていました。

私は、母から私が赤子の頃に、入門したの（後の）40代横綱東富士間に抱いて貰ったと聞かされていたので、中学生の頃、横綱に昇進した関取にこのエピソードを記載した応援メッセージ（ファンレター）を差出したところ、なんと、横綱から真に達者な自筆で、私への激励を記載

した丁寧な返信を受けて大感激した思い出があります。

今では母も横綱も亡くなりましたが、おかげで、私は、80才を超えた現在も、毎日事務所に出勤して仕事を続けています。

私は、昔から大相撲観戦を趣味としていますが、本場所に見る両力士が激しくぶつかりあう大きな音と取組後の荒い息づかいから若さと元気を頂いています。

近況報告

2月4日（土）の東京30kで3時間06分、3月5日（日）の東京マラソンで5時間17分、4月16日（日）のかすみがうらマラソンで5時間20分。フルマラソン2本は途中で足が止まって歩き出す「完歩レース」でしたが、とにかくゴールまでたどり着けました。週末も合計で15～20kmは走れるようになったので、まずは

近いレースにて4時間台で「完走」できるように、持久力アップに努めます。

4月以降、学生時代の友人たちから次々と「還暦」の報告を聞くようになりました。私も来年2月に迎えますか、心持ちも身体も若く、自然の摂理に抗っていくつもりです。

民法改正

～嫡出推定制度、嫡出否認制度、懲戒権の各見直しなど～

弁護士 石黒 一利



1 はじめに

令和4年12月10日、民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律（以下「改正民法」といいます。）が成立し、同月16日に公布されました。

そこで、改正民法のうち、(1)嫡出推定制度の見直し、(2)嫡出否認制度の見直し、(3)懲戒権に関する規定等の見直しについて、紹介します。

なお、懲戒権に関する規定等の見直しに関する規定は、既に令和4年12月16日に施行されておりますが、その余は令和6年4月1日から施行されます。

2 嫡出推定制度の見直し

(1) 改正前の内容

改正前は、婚姻から200日以降と離婚から300日までの期間に妊娠した子は前夫の子と推定されました（772条）。

また、父性推定の重複回避のために、改正前は、女性は離婚等から100日を経過した後でなければ再婚をすることができませんでした（733条）。

しかし、実際には、婚姻後に夫婦関係が破綻し、離婚前に新たなパートナーと出会い妊娠するケースや、離婚直後に新たなパートナーとの子を妊娠するケースがあります。

上記ケースで生まれてくる子は、前夫との子と推定されてしまうので、これを避けるために、産まれてきた子の出生届が出されずに無戸籍となってしまうことがありました。

法務省の資料によると、令和5年4月時点で、無戸籍者779名のうち568名（約73%）が前夫との子と推定されることを避けるために出生届出がされなかったとされています。

(2) 改正後の内容

改正民法は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」（772条1項）、「前項の場合において、婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」（同条2項）と定めています。

つまり、離婚等の日から300日以内に生まれた子であっても、離婚後に母が再婚したときは、再婚後の夫の子と推定されることになりました。

また、これにより父性推定の重複回避の必要性がなくなりましたので、女性の再婚禁止期間は廃止されました。

3 嫡出否認制度の見直し

(1) 改正前の内容

改正前は、夫の子と推定された子は、夫に限り、子の出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを提起することができました。

(2) 改正後の内容

母親や子の立場からすると、前夫の子と推定されてしまうことを解消するべく、嫡出否認の訴えを提起する必要がありますし、これが認められないために無戸籍者問題が生じてきたともいえます。

そこで、改正民法により、夫に加えて、子又は母親も嫡出否認の訴えを提起できるようになりました。

また、十分に考慮する時間的余裕を与えるために、嫡出否認の訴えを提起する期間が、原則として3年間に伸張されることになりました。

4 懲戒権に関する規定等の見直し

(1) 改正前の内容

改正前は、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」（822条）と定めていました。

(2) 改正後の内容

懲戒という言葉が「懲らしめる」、「戒める」という強力な権利との印象を与え、児童虐待を容認する口実に使われるという弊害がありました。

そのため、改正民法は、懲戒権に関する822条を削除しました。そして、新たに、「子の人格の尊重等」という821条を設け、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない」と定め、体罰等に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と定め、体罰等が明示的に禁止されました。

所有者不明土地の解消に向けた 民事基本法制の見直し

弁護士 金山 真琴



1 背景

これまで、土地について相続が発生したものの相続登記がされないことなどにより、所有者不明土地が多数発生しており、令和2年の国土交通省調査によると、所有者不明土地の割合は約24%に上ります。

そこで、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直されることとなりましたので、その概要をご紹介します。

2 所有者不明土地等の発生予防

(1) 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し

① 相続登記の申請義務化

不動産登記法76条の2は、相続により不動産の所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権移転の登記を申請しなければならないとしました。

同条は令和6年4月1日施行とされており、施行日前に相続が発生していたケースについても、登記申請義務が課されます。また、正当な理由のない申告漏れには過料の罰則が設けられます（同164条第1項）。

なお、登記の手続的な負担軽減のための相続人申告登記の制度も同時に施行されることになっており（同76条の3）、登記官に対し、「所有権の登記名義人について相続が開始した旨」もしくは「自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨」を申し出ることにより、登記官が職権で当該申し出をした者の氏名および住所等を所有権の登記に付記する制度が開始されます。

② その他

その他、登記名義人の死亡等の事実の公示（同76条の4）、住所変更登記等の申請の義務化、職権登記制度（同76条の5、76条の6）、所有不動産記録証明制度の新設（同119条の2）などが令和8年4月までに施行されることになっていきます。

(2) 土地を手放すための制度の創設

また、土地を手放すための制度として、「相続等により取得

した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（相続土地国庫帰属法）が令和5年4月27日に施行されました。

3 所有者不明土地の利用の円滑化（いずれも令和5年4月1日施行）

(1) 土地・建物の管理制度

民法264条の2以下、同264条の9以下において、所有者不明等の土地建物についての管理制度が創設されました。すなわち、民法264条の2、同264条の8において、裁判所が所有者不明土地・建物につき、利害関係人の請求により、所有者不明土地・建物管理人による管理を命ずる処分をすることができるとされました。同様に、所有者による土地・建物の管理が不相当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合においては、管理不全土地・建物管理人による管理を命ずる処分をすることができます（民法264条の9、同264条の14）。

(2) 不明共有者がいる場合への対応

共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、所在等不明共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判（民法251条1項）、所在等不明共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判（民法252条2項）、所在等不明共有者の持分を他の共有者に取得させる旨の裁判（民法262条の2）等ができることになりました。

(3) 遺産分割長期未了状態への対応

民法904条の3により、相続開始から10年経過後には具体的相続分ではなく法定相続分による画一的な処理に委ねる規定が新設されました。

(4) 隣地等の利用・管理の円滑化

ある土地の所有者が、隣地等に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受けることができないときには、必要な範囲内で隣地等に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる旨の規定が設けられました（民法213条の2）。

近況報告

最後にゴルフ場に行ってから1年半が過ぎました。週末は子どもの野球の手伝いをしているため、すっかりと野球ボールの大きさに慣れてしまい、久しぶりにゴルフボールを見たら、まあ小さいことよくこんなに小さなボールを打っていたなと驚きました。ゴルフクラブのフェースを見てとても小さく感

じますし、今ゴルフボールを打てと言われても当たる自信がありません。とはいえ、自身の草野球でも野球ボールを空振りするわけですから、要はボールの大きさや道具ではなく、自分の腕次第ということですね。時間に余裕ができれば、ゴルフの練習を再開したいと思います。

近況報告

コロナもようやく落ち着き、5類移行になったことで飲みに行く機会が増えました。元々飲みに行くのは好きだったので嬉しい限りですが、我が家の自粛要請（戒厳令?）は依然として解除に至りません。それゆえ日々厳しい交渉を強いられています。なんとか飲みに行かせていただき、楽しい時

間を過ごさせていただいております。
※ 今回は字数が増えたこともあり妻の名誉（と私の安全）のために付言いたしますと、上記は若干事実を脚色したものであり、最終的に妻からは毎回ご了解を賜っております。

判例のご紹介

～ツイッター投稿記事削除請求事件～

弁護士 三井 稜賀



1 はじめに

今回ご紹介する判例(最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁)は、自身のプライバシーに関する事実をみだりに公表されない利益等が侵害されているとして、ツイッター社を相手に投稿記事の削除を求めた事案に関するものです。具体的には、ツイッターの検索で原告(上告人)の名前を検索すると原告以外の者が投稿した記事が検索結果として出てきて、その投稿記事の内容は、後に罰金刑を受けることになった容疑で原告が逮捕された事実に関して、かかる事件に関する報道記事をリンク先として載せたものでした。

2 判決の内容

まず本判例は、個人のプライバシーに関する事実をみだりに公表されない利益が法的保護の対象になることを挙げます。そして、投稿記事による原告の人格権侵害に基づく妨害排除請求権としての本件投稿記事の削除請求が認められるための要件としては、

「人格権に基づき、本件各ツイートの削除を求めることができるか否かは、本件事実の性質及び内容、本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲と上告人が被る具体的被害の程度、上告人の社会的地位や影響力、本件各ツイートの目的や意義、本件各ツイートがされた時の社会的状況とその後の変化など、上告人の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較考量して判断すべきもので、その結果、上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができる。」という対立利益を挙げて、比較衡量を行いました。

そして、比較衡量における具体的検討では、「本件事実は、他人にみだりに知られたくない上告人のプライバシーに属する事実である。他方で、本件事実は、不特定多数の者が利用する場所において行われた軽微とはいえない犯罪事実に関するものとして、本件各ツイートがされた時点においては、公共の利害に関する事実であったといえる。しか

し、上告人の逮捕から原審の口頭弁論終結時まで約8年が経過し、上告人が受けた刑の言渡しはその効力を失っており(刑法34条の2第1項後段)、本件各ツイートに転載された報道記事も既に削除されていることなどからすれば、本件事実の公共の利害との関わりは小さくなってきている。また、本件各ツイートは、上告人の逮捕当日にされたものであり、140文字という字数制限の下で、上記報道記事の一部を転載して本件事実を摘示したものであって、ツイッターの利用者に対して本件事実を速報することを目的としてされたものとうかがわれ、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものであるとは認め難い。さらに、膨大な数に上るツイートの中で本件各ツイートが特に注目を集めているといった事情はうかがわれないものの、上告人の氏名を条件としてツイートを検索すると検索結果として本件各ツイートが表示されるのであるから、本件事実を知らない上告人と面識のある者に本件事実が伝達される可能性が小さいとはいえない。加えて、上告人は、その父が営む事業の手伝いをするなどして生活している者であり、公的立場にある者ではない。以上の諸事情に照らすと、上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認めるのが相当である。」として、本件投稿記事の削除請求を認めました。

3 おわりに

本判例は、本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するとして投稿記事の削除を認めました。一方で、人格権に基づきグーグル社が提供する検索結果(自己の逮捕事実等が記載されたwebサイトのURL等情報)の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案(最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁)は検索結果の削除請求を認めませんでした。

両判例は判断枠組みも異なっており、ツイッターとグーグルの検索結果とで削除請求を認めるかどうかの判断が分かれた理由はどこにあるのか、調べてみると大変興味深いと思われる。

公図を嗜む

弁護士 清水 恵介(客員)



密かに心躍った最近のトピックとして、登記所備付地図データの一般公開がある。官民データ活用の一環として、本年1月23日、G空間情報センターのウェブサイトにて同データの無料ダウンロードが可能となった。

多くの都市部においては住居表示が不動産登記記録上の地番と相違しており、不動産の権利関係を確認するためには、ブルーマップ等でその対応関係を調べる必要がある。また、法学研究上、この相違は、訴訟記録等に現れる地番が現在の住居表示だとどこに当たるのかといった逆の形での調査を必要とさせる。

この後者の調査では、当該地番の仔細な位置や形状も重要な資料となるため、登記所備付の地図を直接確認する必要がある。近年始めた温泉権の調査では、係争地の地番を手がかりに源泉や引湯先の位置を特定する作業を行っているが、その際にはこの備付地図が威力を発揮することとなる。

従来の調査では、閉鎖登記簿とともに法務局で直接地図を入手していたため、源泉の多い地域では、すべての地図を入手するのに相当な手間と費用がかかっていた。それが今般の公開により、相当な省力化と経費削減が可能となった。

もともと、元来このようなGIS(地理情報システム)の世界に疎かった私は、当初、ファイルを開けば当然に地図が表示されるとばかり思っていたが、そこまで甘い話ではなかった。私の場合は、MANDARA10という無料のGISソフトを入れ、その基本的な操作方法を学んだ上で、一地区ごとにファイルの解凍・変換等の作業を行ってようやく地図らしい画像を表示させることができた。

しかも、いまだに多くの地域が、厳密な測量に基づく「14条地図」ではない、「公図」と呼ばれる不正確な地図で代替されており、これを一般的な地図と重ね合わせて位置を特定していく。

かくの次第で導入には苦慮したものの、ひとたび作業がルーティン化すると、あの事件の現場はどうかと好奇心がにわかに旺盛となった。

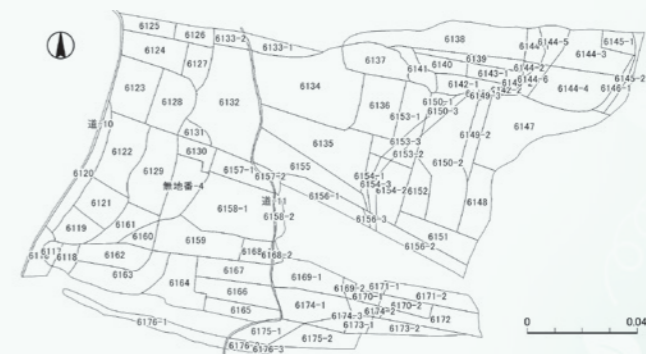
実際に調べてみた一例として、いわゆる宇奈月温泉事件(大審院昭和10年10月5日判決)がある。これは、土地所有者による引湯管の撤去請求が権利の濫用に当たるとして

退けた著名な事件であるが、判決上、その係争地は、「富山県下新川郡内山村字大尾6156番畑3畝22歩」(現在の黒部市、370㎡)とされている。

渋川満『裁判官の理想像』253頁(日本評論社、2016年)には、「宇奈月温泉事件のその後」として、係争地が3筆に分筆された旨の貴重な後日談があるが、この辺の公図を表示してみると、確かに、東西70m、南北5mほどの細長い形状の6156番地が3筆に分かれている様子をうかがうことができる(判決中にも、引湯管通過路線の上下に跨る約30間余の傾斜地とあり、西から東へと下る傾斜地と見れば概ね整合する。)。現在はダム湖(うなぎ湖)に沈んだとされるが、現在の登記記録上は地目が畑のままで、昭和57年に分筆された6156番2と、昭和61年に分筆された同番3の現所有名義はいずれも建設省となっている(上記文献によれば、前者はダムの湛水池、後者はダム管理用道路の用途とされる)。分筆後の残された土地が現在の同番1で、こちらの現所有名義は、事件後の昭和16年8月6日に、敗訴した原告からこれを買取った黒部鐵道株式会社である。ただし、この残地の地積は7.42㎡とされ、公図からの推定地積とは明らかにかけ離れている。

一度現場付近を訪ねたことがあり、急傾斜で草木の生い茂った山間の地であることは知っていたが、あたかも市街地のように細かく分筆されているとは思わず、この公図でイメージが刷新された。その宇奈月温泉は、今年でちょうど開湯100周年を迎える。

だから何なのだとの問いに対しては、いまだ趣味の域を超えずとひとまず答えておく。



「登記所備付地図データ 黒部市」(法務省)をもとに MANDARA10 により表示

近況報告

温泉権に関しては、日本大学・高橋雅夫先生の退職記念号(日本法学88巻3号)に、「自然湧出泉時代の浅間温泉における湯口権の諸相」と題する論稿を、また、担保法に関しては、中央大学・小賀野晶一先生の古稀記念号(法学新報129巻10=11号)に、「共同抵当において後順位抵当権

者が有する余剰担保価値への期待の保護」と題する論稿をそれぞれ掲載しました。また、後者の研究成果を反映させる形で、『民法判例百選I〔第9版〕』(有斐閣)での担当判例の解説(186頁以下)を少しだけブラッシュアップさせました。

近況報告

最近男性用のスキンケアセットを購入しました。結構なお値段がしたのですが、使ってみると何となくですが肌の調子がいいような気がします(正直よく分かりません)。使用し始めたばかりですので効果としてはその程度ですが、スキンケアに費やしている時間は個人的には生活の質(QOL)が少しだけ上がっているような錯覚に陥れるので好きです。もともと、趣味のサーフィンで1年中日焼けしてますので、そんな肌に高価な化粧品を使用する必要はないのではないか、いやいや1年中日焼けしているからこそ良い化粧品を使用すべきではないか、と現在自問自答中です。まずは良い日焼け止めがあれば教えてください。

近況報告



弁護士 寺嶋 毅一郎

電車・バスなど公共交通機関の混雑はいつでも喜ばしいことではないけれど、夏は一層困ります。汗もかけば、特に半袖の時など、直接他人の腕とこちらの腕が接触する悲劇も起きたり。当方、ご承知の体格ゆえ、運良く座席に座れた際には、「隣に大きな人が来ませんように。」と、なるたけ一人分のスペース

ベースからはみ出さないように身を縮めつつ、我が身を柵に上げて願うのですが、叶わないことが多いような（※個人の感想です。）。もしかすると「こいつなら（こいつの隣なら）、窮屈になってもお互い様だろ。」と思われるのでしょうか。なんだか分かる気がします（笑）。



弁護士 杉山 一郎

当事務所がある虎ノ門界隈は大規模な再開発中です。コロナでも閉店しなかった再開発地区内の飲食店が次々と閉店してしまい、テナントがほとんど残っていない状態です。ランチでよく行っていた飲食店も閉店し、ランチ難民状態です。ランチの時間はどこも長い行列となっていて、出遅れると完売になるこ

ともしばしばです。出遅れたときには弁当もほとんどないか、完売しています。再開後のビルに飲食店が入居しないかなと期待していますが、飲食店が入居してもランチの代金が高くなりそうです（涙）。



弁護士 中山 祐樹

「痛みの王様」といわれる尿管結石を初めて経験しました。夜中に痛みで目が覚め、1時間ほどのたうち回ったあげく、これで救急車を呼んでもよいものか判断がつかずに#7119（救急安心センター事業）に電話相談。症状を話すと救急につないでくれ、搬送先でCT検査を受け確定診断、痛み止めの処置をし

てもらって帰宅となりました。救急医療の有り難みを身をもって実感した次第です。無事排石には至りましたが、痛みの王様といわれる所以もよく分かりましたので、今後は節制に努めます。



弁護士 鶴岡 拓真

しばらく旅行に行くことを避けていましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したので、久しぶりに旅行に行ってきました。

土日だけで往き来する予定でしたので、程々に近い場所で探していたところ、学生時代に自転車で房総半島を一周したことを思い返して懐かしくなり、場所は

房総半島にある小湊温泉に決めました。

弱アルカリ性の炭酸水素塩泉だったことから、浸かっていると少しピリピリするような感覚がとても心地良く、浸かっているだけで疲れが溶け出していくようでした。

また、宿での海の幸もとても美味しく、幸せな時間を過ごし、心から癒やされました。



税理士 藤代 節子

昨年引越した際カーテンを新調しました。内見時に採寸したメモをお店に持って行くと「そんなに長いのはよほど天井が高い豪邸以外あり得ない」と言われ、豪邸ではないので縦横の数字が逆ではないかということで進みました。取り付けてみると短い。外から見えることはないものの、どうにもならないほど部

屋が情けない。繁忙期に入ってしまったのでそのまま冬に突入しました。冬の冷気は窓から容赦なく入り込んできました。カーテンはとても重要なものだと思います。今年の冬は万全です。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

